

漁業法（昭和24年法律第267号）第31条に基づく漁獲量等の公表について

漁業法（昭和24年法律第267号）第31条に基づき、知事管理区分「北海道くろまぐろ（大型魚）漁業」における令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）中の漁獲量等を公表します。

令和5年12月13日

北海道知事

- 1 漁獲量等の公表を行う管理区分
北海道くろまぐろ（大型魚）漁業
- 2 漁獲量の総量
259.2トン
- 3 当該知事管理区分に係る漁獲可能量の割合（12月11日現在）
79.0パーセント（A/B）

漁獲量	: 259.2トン（A）
漁獲可能量	: 327.4トン（B）